

# 令和6年度の注意事項等

## 3. 地域防災組織育成助成事業（区分ア・イ）

### 対象となるもの

- ・基礎工事（アンカー工事を含む）の伴わない簡易な倉庫、収納庫、物置等（同時に整備する備品を保管する目的に限る）

見積書に「基礎・アンカー」の記載があれば倉庫そのものが対象外となりますのでご注意ください。

### 対象とならないもの

- ・使用期限が決まっている備蓄品（食料品等）
- ・数回の利用で費消される備蓄品
- ・消火器（訓練用消火器を除く）
- ・避難道等の整備
- ・車両に搭載する目的の備品（無線機等）
- ・救急セット

過去には以下のものも対象外となっています。

①床面積10㎡を超える倉庫（複数個を同一場所に設置する場合は合算になります。）

例：床が2m×3mの倉庫を2基 → 6㎡×2基で12㎡になるため対象外

②消耗品がセットになっているもの

例：消臭剤50回分付き簡易トイレ

→ 消耗品が入っているため簡易トイレそのものが対象外

③看板等土地に定着させるもの

例：被災現場看板（過去に被災した場所に看板を設置し、啓発するもの）

→ 土地に定着させるものは対象外（一部例外もあります。）